

あきる野市生物多様性保全条例（案）について

1 条例制定の経緯

本市の生物多様性の保全と活用の方向性を示すために策定した「生物多様性あきる野戦略」では、「基礎情報の調査・収集」「生物多様性に関する意識の醸成」「生物多様性の保全」「生物多様性の持続的な活用」「推進主体間の協働体制の構築」という5つの基本方針に沿い、様々な取組を位置付けています。

市域には、様々な野生動植物が生息・生育しており、その中には、個体数が著しく減少している希少な種（希少種）も含まれています。「生物多様性の保全」の方針に基づき希少種の保護を図るため、市では、希少種やその生息地・生育地（生息地等）を守る仕組みを定める「あきる野市生物多様性保全条例」（以下「条例」という。）を制定します。

2 条例の主な内容

（1）目的（第1条）

条例の目的は、「生物多様性の保全に関して必要な制度等を定めることにより、市内に生息・生育する希少な動植物を保護し、これを将来の世代に引き継ぐこと」です。

（2）指定種の保護について（第8条～第11条）

指定種の指定制度の概要や指定の方法、指定種を保護するための決まりを定めます。

① 制度の概要

市域に生息・生育する希少種のうち、特に保護が必要な種を「あきる野市希少野生動植物種」（指定種）として指定することができます。ただし、他の法令により既に保護されている次の種は、指定しません。

<指定種に指定しない種>

ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による希少野生動植物種

イ 「東京における自然の保護と回復に関する条例」による東京都希少野生動植物種

② 指定の方法

指定種は、あきる野市環境審議会による審議や指定種の指定により影響を受ける人（所有地に指定種の候補種が生息・生育している人等）が意見を述べる機会の設定を経て指定します。

また、指定するときは、「指定をする種とその理由」を広くお知らせします。

③ 指定種を保護するための決まり

指定種の生きている個体は、捕獲等（捕獲、採取、損傷又は殺傷）、譲渡し等（譲渡し、譲受け、引渡し又は引取り）をしてはいけません。ただし、次のような場合には、捕獲等や譲渡し等を行うことができます。

<捕獲等や譲渡し等ができる場合>

- ア あらかじめ市長の許可を得た場合
- イ 生息地等保全協定の保護の方法（（3）②に記述）や保護区域の保護計画（（4）②に記述）に定めている場合
- ウ 人の生命や身体の保護、別に定めるやむを得ない事由による場合

（3）生息地等保全協定の締結について（第13条）

生息地等保全協定の締結制度の概要や協定で取り決める内容を定めます。

① 制度の概要

希少種の保護に必要な生息地等を守るため、市長と生息地等の土地所有者との間で、土地の保全に関する協定（生息地等保全協定）を締結することができます。

② 協定で取り決める内容

- ア 保護の対象となる希少種とその保護の方法
- イ 協定の対象となる区域と土地の保全の方法
- ウ 希少種の保護や土地の保全に対する市の支援の内容
- エ その他必要な内容

（4）保護区域の指定について（第14条～18条）

保護区域の指定制度の概要や指定の方法、保護区域を守るための決まりを定めます。

① 制度の概要

指定種の生息・生育に重要な区域を「あきる野市希少野生動植物種保護区域」（保護区域）として指定することができます。ただし、他の法令により既に保護されている次の区域等は指定しません。

<指定しない区域>

- ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による生息地等保護区
- イ 「自然環境保全法」による原生自然環境保全地域と自然環境保全地域
- ウ 「自然公園法」による自然公園の区域
- エ 「東京における自然の保護と回復に関する条例」による保全地域と東京都希少野生動植物保護区

② 指定の方法

保護区域は、あきる野市環境審議会による審議や保護区域の指定により影響を受ける人が意見を述べる機会の設定を経て指定します。

また、指定するときは、「保護区域の名称と区域、保護区域に係る指定種とその種の保護計画」を広くお知らせします。

③ 保護区域を守るための決まり

保護区域で次の行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を得ることが必要です。ただし、通常の管理行為や保護計画に基づく行為は除きます。

＜規制対象となる行為＞

- ア 建物や工作物の新築、改築又は増築
- イ 宅地の造成、土地の開墾といった土地の形質の変更
- ウ 鉱物の採掘や土石の採取
- エ 水面の埋め立てや干拓
- オ 木竹の伐採

④ 保護区域の土地に係る固定資産税等

保護区域に指定されると、保護区域内の土地に係る固定資産税や都市計画税が減免されます。

(5) 外来種等の放逐の禁止等（第20条）

国内及び国外を問わず、人為的に移動した動植物で、市内にもともと生息・生育する種（在来種）に著しく悪影響を及ぼす種（外来種等）について、外来種等の悪影響を防ぐため、放逐、植栽等を禁止します。

(6) 許可の取り消し、中止命令、罰則など（第21条～第29条）

不正な手段で市長の許可を得た場合の許可の取り消しや、中止命令、禁止行為に対する罰則などを定めています。

① 許可の取消し

指定種の捕獲等や譲渡し等、保護区域における行為について、不正な手段で市長の許可を得た場合は、許可を取り消すことができます。

② 中止命令等

次の者に対して、行為の中止や原状回復、原状回復に代わる措置の実施を命じることができます。

- ア 保護区域において、市長の許可を得ずに（4）③に示す行為を行った者
- イ 指定種の捕獲等や譲渡し等を行うための市長の許可や、保護区域における行為を行うための市長の許可を得る際に付された条件に違反した者

③ 報告、検査等

指定種の捕獲等や譲渡し等を行うための市長の許可を得た者や、保護区域における行為を行うための市長の許可を得た者に対し、実施状況等の報告を求めることができるとともに、立入検査等を行うことができます。

④ 公表

②の中止命令等に違反した者の氏名や住所、違反の事実を公表することができます。

⑤ 罰則

ア 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 無断で指定種の捕獲等や譲渡し等を行った者
- ②の中止命令等に違反した者

イ 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- 保護区域において、市長の許可を得ずに(4)③に示す行為を行った者
- 指定種の捕獲等や譲渡し等を行うための市長の許可や、保護区域における行為を行うための市長の許可を得る際に付された条件に違反した者

ウ 20万円以下の罰金

- ③において、虚偽の報告を行ったり、立入検査を拒んだりした者